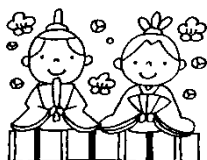


3月の行事予定

3月3日（金）ひな祭り会

3月18日（土）卒園式…ゆり組・ゆり組保護者・職員が出席して行います。



寒い朝、園庭の隅で何度か「たき火」をしました。手を火にかざしながら「火は暖かいね」「でも火事になったらいけん」など話をしました。

子どもたちは、暖かい、優しい大切な火だが、扱いによっては、怖い火にもなること、避難訓練の大切さなども理解していました。「たき火」の火をながめながら、「焼き芋食べたいね」という声もありました。ゆり組、ひまわり組は、焼きマッシュマロとして食べました。

「たき火」はもうしばらく続きます。炎を見ているだけで心は癒されます。

出席停止の期間の基準について

（学校保健安全施行規則第19条における出席停止の期間の基準について）

インフルエンザについては発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります。

※解熱とは、37.4℃以下が24時間継続したことである。

（囑託医「西村先生」に尋ねました。）

図「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解 熱	1 日 目	2 日 目	3 日 目	出席可能	

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことをさします。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発 症			5 日			出席可能

発熱の症状が出現

治癒通知書は必要ありません。

医師と相談され、健康チェックカードに毎日の検温の結果を記入してください。